

条 文		取組内容	検証結果 (評価)	今後の課題
第6条	市民との関係の基本原則 ① 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 ② 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則公開するものとする。 ③ 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ④ 議会は、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。	・第3項の「参考人」「公聴会」のルール化が乏しいため、整理が必要ではないか。制度の拡充が必要と考える。 ・特別委員会は参考人招致を行っているが、常任委員会で専門家等の講師招へいや参考人を招致する際の、必要性や手順を明文化しておいた方がいいと考える。 ・今現在でも、常任委員会に参考人招致はできる。たまたま今はしていないだけであるので、条文の変更は必要ないと考える。	○	・講師等招へいや参考人招致にかかる、費用の計算方法や手順については、まとめておく必要がある。 ・各委員会で積極的に使っていくことを認識している必要がある。
第7条	議会広報の充実 議会は、前条第1項の責務を果たすとともに、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、多様な手段を活用し、広報の充実に努めるものとする。	・広報については、フェイスブックも活用し、議会だよりも発行しており、取組はできていると考える。 ・高校生との意見交換を実施しており、取組はできている。 ・議会だよりもリニューアルに取り組んでいるなど、実施できている。	○	・インスタグラムを活用すべき。 ・議会HPやフェイスブック等の更新頻度が少ない。極力リアルタイムでの情報発信ができるようにすべき。 ・広報誌とアピールの仕方を工夫し、若年層への主権者教育をすべき。 ・議会に対して市民の関心を高める広報活動が必要であり、今後どうやって市民の声を拾っていくかが大事である。
第8条	議会報告会 ① 議会は、議会活動の報告の場として、議会報告会を行うものとする。 ② 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。	・「行うものとする」という記載があるため、議会の説明に時間を割いてしまっている。この部分の表現が変更できないか。 ・報告会のやり方は他の方法も検討すべきでは。 ・ディスカッション方式を主に行うべきでは。 ・やり方等については広報広聴委員会に任せるべきでは。	○	・議会報告会のやり方については、今広報広聴委員会で検討しているので、それを見守りたい。 ・今回は議会報告会に係る状況について、意識の統一ができたことはよかった。
第9条	市長等との関係の基本原則 ① 議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。 ② 市長等の職員は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質問することができる。	・現在、新人議員も含め、市長に対し一般質問を行うようになってきている。このことから、程よい緊張感が持っていると考える。 ・執行部との関係は、程よい距離感が保たれており、非常にいい関係であると感じる。 ・第1項について、常任委員会において、附帯決議や所管事務調査などが行われており、実施できていると考える。 ・第2項について、本会議場での反問権など、必要に応じて質問をする場もできている。	○	・附帯決議を行った後の取組について、執行部から回答をもらった後についても、改めて検証すべきである。また、決算審査だけではなく、常任委員会における精査というのでも積極的に行うべきである。

条 文		取組内容	検証結果 (評価)	今後の課題
第10条 市長等による政策等の形成過程の説明	<p>① 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 必要とする背景及び目的 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 期待される効果 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係する法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来負担すべき経費</p> <p>② 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、当該政策等の立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p>	<p>・今現在、丁寧に説明を行ってもらっていると感じる。</p>	○	<p>・予算額500万円以下でも、重要案件の説明はしてもらいたい。 ・主要事項説明書の記載内容の充実を図ってもらいたい。 ・説明資料の準備はしっかりしてもらいたい。</p>
第11条 予算及び決算の審議における政策説明	<p>議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。</p>	<p>・前条と同じで、分かりやすい説明はできていると考える。</p>	○	<p>・前条と同様、重要案件の説明が不十分な項目があることと、主要事業説明書の項目や内容について充実を図ってもらいたい。 ・説明資料の準備についても、前条と同じく課題と感じる部分がある。</p>
第12条 市政に係る重要な計画の議決等	<p>① 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれに基づく基本計画の策定、変更等とする。</p> <p>② 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。</p>	<p>・基本計画の策定・改定時には執行部へ説明を求めており、おおむね実施できていると考える。 ・基本計画の策定や改定の際には、議決事件として取り扱っており、実施できていると考える。 ・パブリックコメント前に、議会への説明は行われている。</p>	○	<p>・計画を策定する際に、基本計画かその下位計画なのかの線引きが分かりにくいので、基準ができないのか。 ・計画の策定や改定に関する執行部からの説明を、もう少し早いタイミングでできないか。 ・パブリックコメントの結果、意見がなかったというのが多い。また、どこまで市民の意見を反映したのかわかりにくい。 ・現在のパブリックコメントは実効性が少ないと感じるため、市民の意見を効果的に反映させる有効な手段を確立させるべきである。</p>

条 文		取組内容	検証結果 (評価)	今後の課題
第13条	会派 ① 議員は、議会活動を行うため、会派(議会において基本的政策が一致する3人以上の議員をもって構成し、活動を行う団体をいう。以下同じ。)を結成することができる。 ② 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・会派の人数は3人以上で問題ないとする。(常任委員会の数に合わせて、4人以上がよいとの意見有り。) ・2名以下で構成する会派に準ずるクラブについて、呼び方が準会派や諸派など統一されておらず、言葉の整理ができていない。 ・各種会議において、オブザーバーの立場が明確ではなく、オブザーバーが出した意見の取扱についても整理されていない。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・2名以下で構成する会派に準ずるクラブについて、呼称や立場、会議での意見の取扱を、申し合わせ事項などで明確にすべきである。 ・会派と会派に準ずるクラブとの違いが明確ではなく、会派制の体制がとれていないと考えられるため、申し合わせ事項などで明確にすべきである。
第14条	政務活動費 ① 会派及び会派に準ずるクラブ等は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その用途の透明性を確保するものとする。 ② 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関しては、佐賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年佐賀市条例第248号)の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の取扱については、日々努力改善できていると考える。 ・公平性と透明性は十分に確保されていると考えられる。 ・政務活動費を使用して行った視察についても、今後ネットで公開していこうという流れもあるので、改善は進んでいると考えられる。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の取扱については、事務局側から提案を行っているが、議員が事例等を持ち寄って、議員自身で決めていくべきものである。 ・用途については議会側で議論すべきであり、支出は会派長の責任で行うべきである。 ・書籍などグレーゾーンと捉えられかねないものは、透明性のある領収書を提出すべきである。(書籍は認めていない会派もある。) ・他都市の状況や物価の高騰などを踏まえ、金額の増額をすべきである。
第15条	議会改革の推進 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革のために、本議会運営等改革検討会を設置している。 ・本検討会にて、基本条例の見直しやその他議会改革に係る申合せ、協議について取組ができています。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会に答申や報告した事項のうち、十分に協議ができていない事項がある。本検討会との関係について、健全性を保つようにするべきである。 ・議会基本条例の見直しは、4年以1回のペースで定期的に行うべきである。(現在、令和元年の議運、検討会でのルール作りはできている。)
第16条	専門的事項に関する調査 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会でも活用できる状況にはなっていない。 ・第6条と同じく、常任委員会ではあまり活用できていないと考えられる。 ・予算の審査においては、日程の関係により採決までに学識経験を有する者を活用できない。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・予算審査においては、日程的には厳しいかもしれないが、学識経験を有する者の活用を考えるべきである。 ・「積極的に」との表現が、実施できていないとの評価につながるため、「積極的に」の文言を削除するべきである。

条 文		取組内容	検証結果 (評価)	今後の課題
第17条	議員研修の充実強化 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	・年2回をベースに研修が行われており、実施できている。	○	・研修の内容について、議員にアンケート等で希望を聞いてほしい。
第18条	議会図書室 ① 議会図書室は、誰もが利用することができる。 ② 議会図書室の利用に関しては、佐賀市議会図書管理規程(平成17年佐賀市議会規程第6号)の定めるところによる。 ③ 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	・利用している議員が少ない。 ・「誰もが」利用できるはずなのに、立入禁止ゾーンになっている。 ・図書室の場所が、利用しにくい原因となっている。	○	・一般の方も利用できるはずなのに、ほとんど利用されていない。当市議会議員の利用も少ないため、誰もが利用できることを広くPRするよう努めるべきである。 ・図書室が利用しにくい場所にあるため、議会受付近くに移設するなど、使いやすい環境を整備する必要がある。
第19条	議会事務局の体制整備 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。	・現状で特に問題はない。 ・きちんと機能していると考ええる。	○	・ほかの自治体の事務局を参考にサポート体制など研究を行う。 ・条文にある、政策形成や立案機能の支援についてはっきりしない。 ・専門的知見を持った職員を、人事として配置すべき。 ・秘書的な役割をさせているのではないか。
第20条	政治倫理 ① 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 ② 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、佐賀市政治倫理条例(平成17年佐賀市条例第5号)の定めるところによる。	・全員持っているものと感じているので実施できている。 ・議員研修も行っており、問題ないと考ええる。	○	・SNSでの発信を含め、外部からどう見えているかを判断すべき。 ・立場上、公務中だけでなく、公務外での振る舞いも気にするべき。 ・一般質問なども含めて、発言には気を付けるべき。
第21条	見直し手続 ① 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。 ② 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。	・実際このように取り組んでいるので、問題ないと考ええる。	○	・社会情勢の変化に合わせて、柔軟に見直しを行う必要がある。 ・平成元年の決定どおり、見直すべき事項が出てきた際には、随時見直すべきである。